

## 協会オンライン講習会 利用規約

本規約は、一般社団法人日本食肉加工協会（以下、「協会」という。）が有料で提供するオンライン講習会（以下、「本講習会」という。）の利用について定めるものです。

### 第1条（本講習会の利用申込み、契約及び支払）

- 1名受講につき1契約が必要となります。1契約で2名以上が受講することはできません。
- 本講習会の利用を希望される方（以下「申込者」という。）は、協会指定の申込みフォームに必要事項を記載し申込みを行うものとします。当該申込みの時点で、申込者は、協会が主催する本講習会の説明及び料金、その他利用条件のすべてを確認の上、承諾したものとみなします。
- 協会が前項の申込みを承認したときに、本規約に基づく本講習会の利用契約が申込者と協会との間で成立するものとします（以下、当該利用契約が成立した時点以降の申込者を「契約者」という。）。
- 契約者は、協会が指定する方法、期限を遵守して、本講習会の受講料金を支払うものとします。

### 第2条（本講習会利用のための視聴環境等及び免責事項）

- 本講習会を利用するために必要な視聴環境は、契約者の負担及び責任において準備及び維持するものとします。
- 契約者の利用環境によって、契約者が本講習会を利用できなくなる期間があったとしても、契約者は本講習会の全視聴期間分の支払い義務を負うものとします。

### 第3条（権利・帰属・著作権）

協会が本講習会で提供するコンテンツに対する著作権は協会または正当な権利を有する権利者に帰属するものであり、契約者が以下の行為を行うことは著作権侵害となる場合があります。

- 本講習会で提供されるコンテンツの一部又は全部を協会に無断で転載すること
- 本講習会で提供されるコンテンツの一部又は全部を協会に無断で改変若しくは要約して印刷物若しくは電子媒体に掲載すること
- その他協会に帰属する著作権を侵害する行為を行うこと

### 第4条（利用の停止等）

- 契約者が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、協会は、事前に通知又は催告することなく、当該契約者による本講習会の利用を一時停止又は契約を解除することができます。
  - 本規約のいずれかの条項に違反した場合
  - 協会に提供した登録事項の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
  - その他、協会が契約者による本講習会の利用又は本講習会利用契約の継続を適当でないと判断した場合
- 協会は、本条に基づき協会が行った行為により契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。
- 協会は、本条1項各号に該当する契約者に対し、損害賠償請求権等の法的措置をとる場合があります。
- 本条に基づき協会が行った行為により、契約者が本講習会を利用できなくなる期間があったとしても、契約者は本講習会の全視聴期間分の支払い義務を負うものとします。

### 第5条（提供情報）

協会は、本講習会で提供する情報の正確性については万全を期していますが、本講習会の情報の利用に伴い、契約者に不利益や損害が発生したとしても、協会はその責任を一切負うものではありません。

### 第6条（公開中断・停止）

- 協会は、以下のいずれかに該当する場合、契約者に事前に通知することなく、本講習会の提供を、中断、停止できるものとします。
  - コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合
  - 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
  - その他、本サービスの運営上、一時的な中断、停止が必要と判断された場合
- 協会は、本条に基づき本サービスを一時中断、停止等したことによる本講習会の利用料以外に契約者が被った不利益、損害については、一切の責任を負わないものとします。

#### 第7条（本講習会の内容の変更、延期又は中止）

1. 協会は、協会の都合により、本講習会の内容の変更、延期又は中止をすることができます。協会が本講習会の内容の変更、延期又は中止をする場合、協会は契約者に事前に通知するものとします。
2. 協会は、前項の措置に基づき契約者が本講習会を利用できなくなった場合、契約者の視聴期間・契約期間が残存する場合には限り、必要経費を差し引いた後、これに相当する料金を返金いたします。
3. 協会は、前項の措置に基づき契約者が被った本講習会の利用料以外の損害について一切の責任を負わないものとします。

#### 第8条（契約者情報の取扱い）

協会による契約者情報の取扱いについては本講習会の運営以外の目的で使用しないものとします。

#### 第9条（禁止事項）

契約者は、本講習会の利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当すると協会が判断する行為をしてはなりません。また、これらに起因する損害が協会及び本講習会講師等に発生した場合、契約者が損害に応じた支払い義務を負うものとします。

- （1）契約者以外が視聴する行為
- （2）協会及び本講習会の講師その他関係者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
- （3）協会及び本講習会の講師その他関係者に不利益、損害、不快感を与える行為
- （4）本講習会の運営を妨害するおそれのある行為
- （5）協会のネットワークまたはシステム等に不正にアクセスし、または不正なアクセスを試みる行為
- （6）法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為、反社会的勢力等への利益供与
- （7）その他、協会が不適切と判断する行為

#### 第10条（契約者による契約の解除）

協会がやむを得ないと認めた場合を除いて、契約成立後においては、契約者は、契約者自身の都合等により、契約を解除することは出来ません。

#### 第11条（裁判管轄）

本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第12条（規約外の定め）

この利用規約に定めのない事項については、民法等の法令によるほか契約者と協会との間で誠意を持って協議し、解決するものとします。

（2020年9月1日制定）